

複雑な交通事故の真相を、独自の緻密な手法で解明してきた交通事故鑑定人、駒沢幹也氏（77）の事件簿から。今シリーズの最終話は、事故で負傷、気がついたときには「過失」を問われる身となっていた人たちの闘い。そのよすがとなる「検察審査会」とは――。

届かなかつた弱者の声 救済の道は、どこに…

交通事故のトラブルに巻き込まれて

駒沢幹也氏のところに駆け込んでくる

当事者や遺族は、あいかわらず後を絶

たない。駒沢氏は相談者に、まず、納

得できないときは、検察審査会に申し

立てること

とアドバイスしている。刑事責任上

の処分は、民事訴訟にも影響を及ぼす

からだ。

検察審査会とは、不起訴処分にされた事件について納得できない人の「審査申し立て」を受け付けてくれる組織のことである。各地方裁判所に窓口があり、そこに置かれている審査申立書に、被疑事実の要旨や不起訴処分を不當とする理由を記入して提出することが必要になる。

申し立てを受けた事件に関しては、十一人の検察審査員が審査し、「不起訴処分相当」「不起訴処分不相当」「起訴相当」のいずれかの判断を下してくれる。

「かつかしているだけでは、何も前には進まない。とにかく社会に対しても説得力を持てるような準備をすることが大切だ。ただし、すぐに答えがもらえる、というわけではないがね」

駒沢氏はそう言いながら、最近、検

り始めた。



一九九一年六月、東京・中野区の主

婦、山田洋子さんは、JR中野駅

のガード下で自分の車に乗り込もうと

したとき事故にあった。

「その日の昼ごろ、私は中野駅まで来

ていた母と姉を、車で迎えに行きました。三人で父のお墓参りをするこ

になっていたのです。二人を後部座席に

乗せたあと、運転席側にまわってドアを開けようとしたそのとき、後ろから

発進してきた白い車が、私の車との間

隔を十五センチほどしかあけずに、いきなり

りまつすぐ加速してきたのです。

まず左腕が相手の車のフェンダーミ

ラーに強く当たりました。そして私の

体は車と車の間にはさまれ、まるで半

開きの傘のよう回転したのです。大き

きな鉄のかたまりが、腕、頭、顔、肩

に次々とぶつかり、背骨がゴリゴリと

大きな音をさせました。一瞬暗くな

り、また明るくなり……、もうダメだ

と思いました。そのとき、相手のドライバーは、ハンドルに手をかけたまま

窓から顔を出し、右後ろを見ていま

た。その方向に、骨のついた私の歯

が、血といっしょに飛んでいくのが、

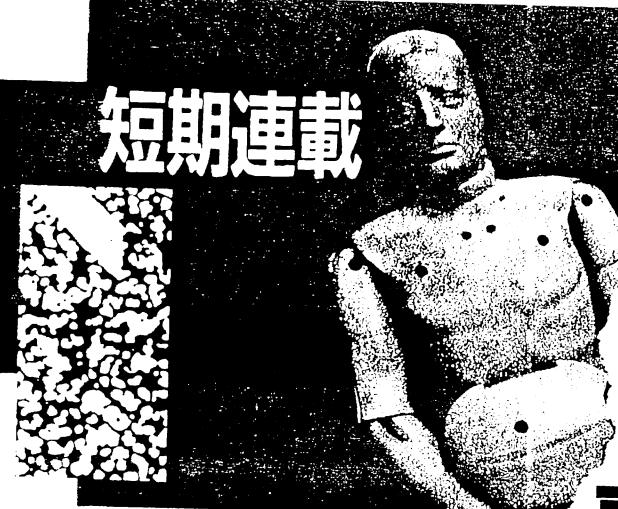
はっきりと見えました

あつという間のできごとだった。気がついたら、血だらけになつて倒れた

ジャーナリスト 柳原二佳 やなぎはらみか

続 交通事故六一ムーズの事件簿6

短期連載



彼はこの事故の数カ月前にも事故を起こし、事故歴はまだほかにあるという話だった。

しかし、彼はこの事故の数カ月後、不起訴処分となつた。罰金もなし。今回事故について、過失は問われなかつた。保険会社も、「過失は山田さん側にある」と主張してきた。

「確かに、駐停車禁止のガード下で一時的に車を止め、人を乗せた私の過失は認めます。でも、人が立っているのに十分な車間をとらず車を加速させた相手には過失がまったくない」というの

でしようか。警察にも何度も質問し、検証のやり直しを求めましたが、とり

あってくれません。病院では、示談がすんでいない交通事故患者というだけでイヤな顔をされます。私にはなに

か、目には見えない大きな圧力がかかっているような、そんな気さえするのです」

山田さんはどうしても納得すること

ができなかつた。



建築設計事務所経営・晴多遊学さん（音）は、九二年十二月、大型バイクで仕事の打ち合わせに向かう途中、事故についたが、実は現場近くの区役所職員であることが明らかになつた。

また、その男性が自動車保険を契約していくと損保会社の担当者によると、

ドに接触、転倒。足の骨を折るという重傷を負つたのだ。

乗つていたバイクは、前に止まつていたタクシーの後部バンパーに突き刺さるようにして止まつた。

「衝突する寸前、私は左から出でてきた4WD車に対して『何で出てくるんだ！止まれ、止まつてくれ！』と、心の中で叫びました。とつさに車線変更をして急ブレーキをかけましたが、結果、間に合いませんでした」

局、間に合いませんでした」

「後方確認」のはずが「脇見運転」にされた

救急車で病院に運ばれた晴多さんはそのまま入院。

「事故から一ヶ月後、早めの退院を許可してもらい、警察へ行きました。私に対しての事情聴取がまつたく行われていなかつたので、どうなつているか心配だつたのです。さつそく、担当の警察官に話を聞いたのですが、なん

と、事故後の現場検証では一方的に私が悪くなつていました。私は事情も聽かずに……です。しかも、相手の車の同乗者は、私が後方確認のため首を回したことを『脇見してた』と証言していました。車でもバイクでも、車線変更時の後方確認は義務づけられて

「なぜか救急車が来るまで一時間近くかかり、私はそのまま道路に横たわつていていました。『洋子が死んでしまう、なんとかしてください』という母や姉の声、『車の中の免許証、早く出して！』という警察官の強い命令するような声が聞こえました。なぜこんな口調で言わなければならんんだろう？』私は激しい痛みの中で、警察官の靴を見ていました」

事故の相手は、三十四歳の男性だつた。現場では警察に「無職です」と語っていたが、実は現場近くの区役所職員であることが明らかになつた。

道から突然左折してきた4WD車を避けられず、違法改造されたグリルガード

いるはずなのに」

事故から二ヵ月後、相手のドライバーは不起訴処分となつた。

そして、相手の保険会社は、

「あくまでも、バイクの前方不注意で起つた衝突事故なので、治療費を払う義務はない」

と主張してきた。

示談に向けての話し合いは、何ヵ月たつても平行線のままだった。



「議決趣旨」という項目には、「本件不起訴処分は不当である」と記されていた。

つまり、相手の不起訴は不当。捜査

のやり直しが認められたのだ。

事故からは早くも三年が過ぎていた

が、山田さんは、

「この結果を見たとき、ようやく光を感じることができました。これからまだ何年かかるかわかりませんが、やつと私の話を聞いてもらうことができそ

することができない」

晴多さんは全身から力が抜けていくのを感じたという。

だめならダメで早く教えてほしかつた…

「審査の経過報告も説明も、もちろん本人への事情聴取もいつさいなく、いきなりこの文面だけでの返答です。本当に精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分の裁定をくつがえすに足る証拠を発見することができない」

晴多さんは全身から力が抜けていくのを感じたといふ。

うです」

と涙声で語る。

一方、バイクに乗つていて車と衝突した晴多さんのもとへ議決通知書が届いたのは、申立書を提出してから約一年後のこと。

結果は、山田さんと正反対だった。

議決の理由にはこう記されていた。

「本件不起訴記録を精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分の裁定をくつがえすに足る証拠を発見することができない」

晴多さんは現在、交通事故に詳しい弁護士に依頼し、民事訴訟にむけての準備をしている。

「自動車事故は、純粹な物理現象。たとえ事故の瞬間を見ていても、残されたキズを見れば、どういう衝突をしたのかほとんどわかる」

と言い切る駒沢氏は、具体的な事実だけを鑑定の判断材料にするよう心がけてきた。

人は過ちを犯すが、ものは誤ることができない。だから、人の五感を経由したり利害のふるいを通して得た情報はバッサリ切り捨てていく、という。

具体的な事実とは、現場に残された証拠のことである。たとえば、車と車の衝突様子は、それぞれの車に残ったヘコミやキズを拾い出して読む。事故現場の路面に残るタイヤ痕ひとつとっても、急ハンドルで横滑りしてできる

「転がり痕」、ロック状態の「引きずり痕」、衝突によって急激に滑走方向を変える「衝突痕」など、さまざま

種類があるという。

もし私が死んでたら 家族はどうしてるか

これらの証拠が多くは多いほど事

故の瞬間は再現しやすくなり、反対に、具体的な事実が残っていない場合は、原因の究明も難しくなる。

今回の山田さん、晴多さんのケースは、事故車そのものはもちろん、当時の現場写真なども警察がほとんど残しておらず、詳しい鑑定を行うにはあまりにも材料が乏しかった。

駒沢氏は力を込めて語る。

「たとえ検察審査会で捜査のやり直し

が認められても、真実を解明するためのタネがなければどうすることもできない。あとで悔しい思いをしたくない

なら、警察だけに頼らず、独自に証拠

を保全しておくことだ。事故のときの衣類や部品など、現物をとつておける

ものはできるだけ保管し、現場の状況や事故車などは、とにかくべたくそで

もいい、いろんな角度から何枚も写真

に撮っておくことだ。枚数がたくさん

あれば、どこかに何か写っているも

の。本人がけがをしたり死亡して撮れ

ない場合は、家族や周囲のだれかが忘

れずにやる。モノは一度なくしたらも

う戻つてこないのだから」

実際、証拠を早々に処分してしまつたばかりに、再捜査や鑑定ができず、迷宮入りになってしまったケースも多い

といふ。晴多さんも同じである。

「今回、駒沢氏にアドバイスをいただき、事故後の証拠保全の大切さを痛感しました。もし私があのとき死んでいたら、いまごろ家族はどのような生活をしていくかと思うと、ゾッとします。いまでは車やバイクで走るときは必ずカメラを携帯しています。本当は走りながらずっとビデオを回していました。いまでは車やバイクで走るときは必ずカメラを携帯しています。本当は

（本文中、事故の関係者は仮名です）

（第一部・おわり）

（本文中、事故の関係者は仮名です）

まれてからというもの、外出するときはいつもカメラとテープレコーダーをバッグに入れている。

「車に乗ったときは、カメラのスイッチをONにして、いつもひざの上に置

いているんです。目の前で、いつ何が起こっても、すぐに現場のようすを撮影できるように。だって、写真はうそつきませんから……」

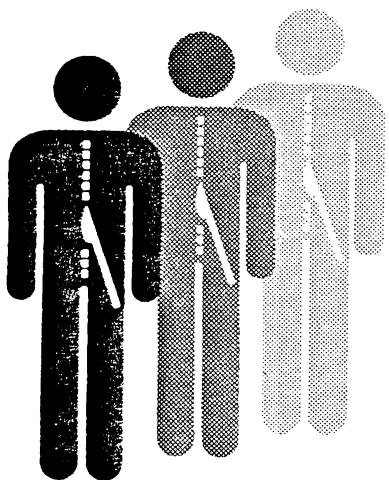
晴多さんも同じである。

「今回、駒沢氏にアドバイスをいただき、事故後の証拠保全の大切さを痛感しました。もし私があのとき死んでいたら、いまごろ家族はどのような生活をしていくかと思うと、ゾッとします。いまでは車やバイクで走るときは必ずカメラを携帯しています。本当は

走りながらずっとビデオを回していました。いまでは車やバイクで走るときは必ずカメラを携帯しています。本当は

先生、私のおなかを 切らつないで

【100年ぶりの手術革命】



田辺 功

朝日新聞編集委員

メスで切り開く手術方法に変わつて、腹腔鏡を使つてTV画面で処置する方法が注目されている。切開法に比べ後遺症もなく、回復が早いなどの情報を詳細に報告、

定価1,300円(税込)四六判・288頁

朝日新聞社

●お求めは書店、ASA
(朝日新聞販売所)で。